

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

- 飲食料品製造業分野の基準について -

平成 31 年 3 月

法務省・農林水産省編

(制定履歴)

平成 31 年 3 月 20 日公表

令和元年 11 月 29 日一部改正

令和 2 年 2 月 28 日一部改正

令和 4 年 8 月 30 日一部改正

令和 5 年 8 月 31 日一部改正

令和 6 年 2 月 15 日一部改正

令和 6 年 4 月 1 日一部改正

令和 6 年 7 月 23 日一部改正

- 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、飲食料品製造業分野についても「飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」（平成 30 年 12 月 25 日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・農林水産省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。
- また、法第 2 条の 5 の規定に基づく、特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成 31 年法務省令第 5 号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令（平成 2 年法務省令第 16 号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっており、飲食料品製造業分野についても、出入国管理及び難民認定法第 7 条第

1 項第 2 号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（平成 31 年農林水産省告示第 526 号。以下「告示」という。）において、飲食料品製造業固有の基準が定められています。

- 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。

第1 特定技能外国人が従事する業務

【関係規定】 法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動 一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	特定技能基準省令第1条第1項 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。 一 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人に従事させるものであること。 二～七（略）
分野別運用方針（抜粋） 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 （1）特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3（1）ア及び（2）アに定める試験に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分（3（1）ア関係）（1号特定技能外国人） 飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保） イ 試験区分（3（2）ア関係）（2号特定技能外国人） 飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保）及び当該業務に関する管理業務	分野別運用要領（抜粋）

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

1. 特定技能外国人が従事する業務

飲食料品製造業分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（原料の調達・受入れ、製品の納品、清掃、事業所の管理作業等）に付随的に従事することは差し支えない。

また、特定技能外国人が活動を行う事業所が主として行うこととされる下記3の（3）に掲げる産業のうち、総合スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）及び食料品スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）以外の産業については、同一事業所内において製造・加工・販売が密接不可分の場合は、日本人が通常従事することとなる販売業務に付随的に従事することは差し支えない。

（1）1号特定技能外国人

運用方針3（1）アに定める試験区分及び運用方針5（1）アに定める業務に従い、上記第1の1（1）の試験合格又は下記2（1）の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保）

（2）2号特定技能外国人

運用方針3（2）アに定める試験区分及び運用方針5（1）イに定める業務に従い、上記第1の1（2）の試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務

【主たる業務】

- 飲食料品製造業分野において受け入れる特定技能外国人のうち、1号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務、2号特定技能外国人は熟練した技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。

（1号特定技能外国人）

- 飲食料品製造業分野においては、飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保）に従事する者を受け入れることとしていることから、1号特定技能外国人は、試験等で立証されたこれらの能力を用いて幅広い業務に従事する必要があります。
- 分野別運用要領第3の1（1）に記載している「飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工」とは、原料の処理、加熱、殺菌、成形、乾燥等の一連の生産行為等をいいます。単なる選別、包装（梱包）のみの作業を行う行為は、製

造・加工には当たりません。また、「安全衛生の確保」とは、使用する機械に係る安全確認、作業者の衛生管理等、業務上の安全衛生及び食品衛生の確保に係る業務をいいます。

（２号特定技能外国人）

- １号特定技能外国人が従事する製造・加工及び安全衛生の確保に加え、２号特定技能外国人は、これらに関する業務として次のようなものが想定されます。

衛生管理、安全衛生管理、品質管理、納期管理、コスト管理、従業員管理、原材料管理等（以下「飲食料品製造業全般に関する管理業務」という。）

- ２号特定技能外国人は、熟練した技能を持って、上記飲食料品全般に関する作業を自らの判断で適切に行うことが必要です。そのためには試験で立証された能力を生かし、またこれまで飲食料品製造業分野において複数の作業員を指導しながら自らも作業に関わり、トータルで管理できる能力が必要となります。その結果、主に飲食料品製造業全般に関する管理業務を中心に行い、従来の製造・加工及び安全衛生の確保に関する作業に従事することも差し支えありません。
- なお、２号特定技能外国人は、事業所責任者（工場長等）が行う飲食料品製造業全般に関する管理業務を補助することを前提に雇用していただくこととなりますので、役職等を命じ、業務に従事させる必要があります。

【関連業務（共通）】

- 分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。
- 関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されます（注）。
（注）専ら関連業務に従事することは認められません。
- （１）原料の調達・受入れ
- （２）製品の納品
- （３）清掃
- （４）事業所の管理の作業
- なお、分野別運用要領第３の３（３）に掲げる産業のうち、総合スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）及び食料品スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）に該当する事業所においては、関連業務としても販売業務に従事することはできません。

【相談窓口】

- 特定技能外国人を受け入れようとする場合に当該外国人に従事させようと

する業務が飲食料品製造業分野に該当するか否か不明な場合の問合せ先は次のとおりです。

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1－2－1

TEL 03(6744)1869

第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ～ヘ（略）

二～六（略）

上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

二（略）

二～七（略）

分野別運用方針（抜粋）

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

飲食料品製造業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者（2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者）

とする。

また、特定技能1号の在留資格については、飲食料品製造業分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

(1) 1号特定技能外国人

ア 技能水準（試験区分）

「飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験」

イ 日本語能力水準

(ア)「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」

(イ) そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの

(2) 2号特定技能外国人

技能水準（試験区分及び実務経験）

ア 試験区分

「飲食料品製造業特定技能2号技能測定試験」

イ 実務経験

飲食料品製造業分野において、複数の従業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての実務経験を要件とする。

分野別運用要領（抜粋）

第1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等

(2)「飲食料品製造業特定技能2号技能測定試験」（運用方針3（2）アの試験区分）

ア 技能水準及び評価方法（特定技能2号）

（技能水準）

当該試験の合格水準は、熟練した技能を持って、飲食料品全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保）に関する作業を自らの判断で適切に行うことができる能力を有することである。また、試験の合格に加えて、工程を管理する者として業務を遂行できる能力を確認するため、飲食料品製造業分野において複数の作業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての実務経験（以下「管理等実務経験」という。）を2年以上有することを要件とする（注）。

（中略）

（注）令和5年6月9日の運用要領改正の時点で、飲食料品製造業分野の1号特定技能外国人として本邦において就労している期間が2年6か月を超える者については、運用要領改正の翌日以降特定技能1号の在留期間上限の日までの日数から6か月を減じた期間を目安とした管理等実務経験を積んでいること。

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- (1) 飲食料品製造業分野において受け入れる 1 号特定技能外国人が、必要な技能水準・日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習 2 号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、別表のとおりとする。

この場合、当該職種に係る第 2 号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1 号特定技能外国人が従事する業務において要する技能と、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第 1 の 1 (1) の試験を免除する。

- (2) 職種・作業の種類にかかわらず、第 2 号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に 3 年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第 1 の 2 (1) 及び (2) の試験を免除する。

- 1 号特定技能外国人として飲食料品製造業分野の業務に従事する場合には、要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格が必要です。
- また、1 号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能実習 2 号を良好に修了した者については上記の試験が免除されます。
- 本要領別表に記載された職種・作業以外の技能実習 2 号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N 4 以上）のいずれの試験も免除されます。
- 2 号特定技能外国人として飲食料品製造業分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験の合格等に加えて、飲食料品製造業分野において複数の作業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての実務経験を 2 年以上有することが必要です。

「複数の従業員を指導しながら作業に従事し」とは、2 名以上の技能実習生、アルバイト従業員及び特定技能外国人等を指し、指導・監督を受ける者は日本人を含み、国籍は問いません。また、指導・監督を行う技能実習生、アルバイト従業員及び特定技能外国人等は必ずしも同一人物でなくてもよく、また職場の状況やシフトの都合等により一部の期間又は時間において、2 人以上の指導・監督を行わない期間又は時間があっても差し支えありません。この場合の「指導する」とは、作業員に対し直接又は間接的に作業工程等について主導することを想定し、「工程を管理する者」とは、飲食料品製造業分野の対象業種や工場等の規模にもよりますが、事業所責任者（工場長等）が行う飲食料品製造業全般に関する管理業務を補助するものとし、例え

ば、担当部門長、ライン長、班長等のような役職を想定しています。

- なお、実務経験を客観的に証明するものとして、1号特定技能外国人を「工程を管理する者」として従事させる際は、客観的に証明する書類、例えば辞令や職務命令書等をもって、上記に例示した役職を命じ、業務に従事させてください。

【確認対象の書類】

＜特定技能1号の場合＞

○ 試験合格者の場合

- ・「飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験」の合格証明書の写し
- ・日本語能力を証するものとして次のいずれか
国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し
日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し
*ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。

○ 本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号修了者の場合

- ・技能実習2号修了時の技能検定等に合格している場合に次のいずれか
缶詰巻締技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し
食鳥処理加工業技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し
水産加工食品製造業技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し
水産練り製品製造の技能検定（3級）の実技試験の合格証明書の写し
牛豚食肉処理加工業技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し
ハム・ソーセージ・ベーコン製造の技能検定（3級）の実技試験の合格証明書の写し
パン製造の技能検定（3級）の実技試験の合格証明書の写し
惣菜製造業技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し
農産物漬物製造業技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し
- ・技能実習2号修了時の技能検定等に合格していない場合
技能実習生に関する評価調書（参考様式第1－2号）
*詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第4章第1節（3）技能水準に関するもの」を御参照ください。

＜特定技能2号の場合＞

- 「飲食料品製造業特定技能2号技能測定試験」の合格証明書の写し

【留意事項】

＜特定技能1号＞

- 技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習2号を良好に修了したことを証するものとして、【確認対象の書類】に掲げた技能実習2号修了時の技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格証明書の提出が必要です。
- 技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格していない場合（技能実習法施行前の旧制度の技能実習生を含む。）には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況の評価した文書の提出が必要です。

＜特定技能2号＞

- 飲食料品製造業特定技能2号技能測定試験受験の際に、上記実務経験の有無を確認します。

実務経験を証明する書面等については、「飲食料品製造業特定技能技能測定試験実施要領」を御確認いただくか、農林水産省へ御確認ください。

- 飲食料品製造業分野の管理者等実務経験の経過措置に係る必要実務経験期間については、以下の算出方法により計算してください。

例) 改正の日時点で飲食料品製造業分野の1号特定技能外国人としての在留期間（再入国出国期間を含む。）が「3年20日」となり、運用要領改正の翌日から特定技能1号の在留期間の上限の日までの残日数が、「1年11か月と10日（23か月と10日）」の場合、実務経験は、そこから6か月を減じた「1年5か月と10日（17か月と10日）以上」が必要です。

・計算式

在留期間の上限の日までの残日数	－	除外する期間	=	必要な実務経験期間
1年11か月と10日 (23か月と10日) ※1		6か月 ※2		1年5か月と10日 (17か月と10日)

※1 「在留期間上限期間5年(60か月)」から、これまでの特定技能1号の就労期間を差し引いてください。
(上記の例では、「5年(60か月)」から「就労期間3年と20日(36か月と20日)」を差し引いて算出しています。)

※2 除外する期間(人事発動のための準備期間)は一律で6か月です。

第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～十二（略）

十三 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2（略）

告示第2条

飲食物品製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて外国人が同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行う事業所が、令和5年総務省告示第256号（統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち主として次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。

- 一 中分類09－食料品製造業
- 二 小分類101－清涼飲料製造業
- 三 小分類103－茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）
- 四 小分類104－製氷業
- 五 細分類5621－総合スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）
- 六 細分類5811－食料品スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）
- 七 細分類5861－菓子小売業（製造小売）
- 八 細分類5863－パン小売業（製造小売）
- 九 細分類5896－豆腐・かまぼこ等加工食品小売業（ただし、豆腐・かまぼこ等加工食品の製造を行うものに限る。）

第3条

飲食物品製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当するこ

ととする。

- 一 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。
- 二 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 三 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 四 登録支援機関に１号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前３号のいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。
- 五 特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結するときは、あらかじめ、当該特定技能外国人に対し、当該特定技能外国人のキャリアアップ（職務経験又は職業訓練等の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の向上が図られることをいう。）を図るための計画について書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供して説明をすること。
- 六 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を飲食料品製造業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。

- 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第２条第１項第１３号に基づき告示をもって定めたものです。
- 飲食料品製造業分野の特定技能外国人を雇用できる事業所は、主として次のいずれかに掲げるものを行っていることが求められます。
 - ① 中分類０９－食料品製造業
 - ② 小分類１０１－清涼飲料製造業
 - ③ 小分類１０３－茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）
 - ④ 小分類１０４－製氷業
 - ⑤ 細分類５６２１－総合スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）
 - ⑥ 細分類５８１１－食料品スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）
 - ⑦ 細分類５８６１－菓子小売業（製造小売）
 - ⑧ 細分類５８６３－パン小売業（製造小売）
 - ⑨ 細分類５８９６－豆腐・かまぼこ等加工食品小売業（ただし、豆腐・かまぼこ等加工食品の製造を行うものに限る。）

なお、飲食料品製造業分野には、酒類製造業、塩製造業、医薬品製造業、香料製造業、飲食料品卸売業、各種商品小売業（上記⑤を除く）、飲食料品小売業（上記⑥～⑨を除く）、ペットフード等の飼料製造業などは含まれません。

- 事業所の定義は、総務省告示第 256 号（以下「日本標準産業分類」という。）『3 第 1 章 第 2 項「事業所の定義」』に従い、その経済活動に次の 2 つの要件が備わっているものをいいます。

- (1) 単一の経営主体により、一区画を占めて行われていること。
- (2) その区画において、人及び設備を有して継続的に行われていること。

区画を識別する際には、一以上の経営主体が一定の場所において経済活動を行っている場合、その場所を一構内とした上で、一構内における経済活動が単一の経営主体によるものであればそれを一区画とし、複数の経営主体によるものであれば経営主体ごとにそれぞれを一区画とします。

このように区画を識別し難い場合には、売上台帳や賃金台帳等の経済活動に関する帳簿（以下「経営諸帳簿」という。）により区別できる範囲を一区画とみなすことがあります。例えば、道路等により隔てられた二つ以上の近接する場所において単一の経営主体により経済活動が行われている場合には、それぞれを別の区画とすることが基本です。しかし、経営諸帳簿によりそれぞれの場所を区別して扱うことができない場合には、経営諸帳簿により区別できる範囲を一区画とみなすことがあります。

- 事業所の産業分類については、日本標準産業分類『3 第 1 章 第 6 項「事業所の分類に際しての産業の決定方法」』に従い決定します。

産業の決定においては、一事業所内で単一の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、その経済活動によって決定しますが、複数の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、主要な経済活動によって決定します。この場合の主要な経済活動とは、生産される製品の直近の売上高によって決定し、産業はこれらの中で最も大きな割合を占める活動によって決定します。

ただし、賃加工と自社品製造を行う場合など、売上高だけで判断することが適当ではないと考えられる場合においては、売上高を代理する指標として、生産される製品の産出額、販売額又はそれらの活動に要した従業員数等を用いることとします。

- 例えば、飲食料品卸売業者及び飲食料品小売業者の専用工場（いわゆるプロセスセンター）や外食業事業者の集中調理施設（いわゆるセントラルキッチン）等の独立した事業所で飲食料品の製造・加工を営む事業所は、飲食料品製造業分野の対象とします。

他方で、小売業を営む事業所（上記⑤～⑨を除く）が、事業所内の一区画

で飲食料品の製造・加工を行う場合は、主要な経済活動が飲食料品の製造・加工ではないため、飲食料品製造業分野の対象となりません。

- 総合スーパーマーケット及び食料品スーパーマーケット（以下、「スーパーマーケット」と総称する。）については、青果物加工、鮮魚加工、食肉加工、ベーカリー製造、そう菜製造等の食料品製造が行われている事業所を飲食料品製造業分野の対象とします。
- 上記⑦～⑨は、自ら製造した製品をその店舗において個人又は家庭用消費者に販売する（製造と小売が不可分一体の）事業形態であることから、飲食料品製造業分野の対象とします。
- 製造請負の場合も、主として上記日本標準産業分類のいずれかに掲げるものを行っている事業所は、飲食料品製造業分野の対象とします。
ただし、製造・加工の付随業務（例：箱詰めや荷役業務など）のみを行っている場合や人材派遣の場合は対象外です。
- 特定技能所属機関が、協議会に加入する際に、協議会が求める場合には、分野別運用要領第3の3（3）に示した日本標準産業分類に該当する事業所であることが分かる書類（例えば、登記事項証明書、定款の写し、決算書類等の売上高が確認できる書類、保健所長の営業許可の写し等）を協議会に提出しなければなりません。
- 特定技能所属機関が、飲食料品製造業分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、協議会に加入し、加入後は農林水産省及び協議会に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。
- なお、特定技能外国人の所属する事業所が上記⑤又は⑥の場合、協議会への加入に際し、特定技能外国人を販売業務に従事させない旨の誓約書を提出していただく必要があります。
- また、協議会に対し、必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- 特定技能所属機関が1号特定技能外国人支援計画の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関は、支援を委託される特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、協議会に加入し、加入後は農林水産省及び協議会に対し、必要な協力を行うものでなければなりません。
- 特定技能外国人に対して、キャリアアッププランのイメージをあらかじめ設定し、雇用契約を締結する前に書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して説明しなければなりません。

【キャリアアッププランの内容の例】 ※任意様式

- ・ 想定されるキャリアルート

- ・ 各レベルの業務内容及び習熟の目安となる年数
 - ・ レベルアップするときに必要な経験・実績、資格・検定など
- 特定技能外国人から飲食料品製造業分野に係る実務経験を証明する書面の交付を求められた場合は、当該機関における実務経験を証明する書面を交付しなければならず、これを行わない場合は、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- 問合せ先は次のとおりです。

特に、協議会において、飲食料品製造業分野の対象でないと判断された場合には、特定技能外国人を雇用することはできませんので、飲食料品製造業分野の受入れ対象事業所の可否について疑義がある場合は、当協議会の加入申請をする前に問い合わせ願います。

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL 03(6744)1869

【確認対象の書類】

- 飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第13-1号）（特定技能所属機関）
- 協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）
- 飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第13-2号）（登録支援機関）
- 協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関）

【留意事項】

- 特定技能所属機関及び登録支援機関は、令和6年6月15日以降、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際には、初めて特定技能外国人を受け入れる場合、又は初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を行う場合であっても、協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。
- 令和6年6月15日より前においては、
 - ・ 特定技能所属機関が、初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。
 - ※ 誓約書（改正前の分野参考様式第13-1号）については、出入国在留管理庁ホームページに掲載しています。
 - ・ 特定技能所属機関が、2回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以内の申請を除く。）及び協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して受け入れた特定技能外国人に係る在留

期間更新許可申請の際には、協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。

- ・ 登録支援機関が、初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を行う場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。

※ 誓約書（改正前の分野参考様式第13-2号）については、出入国在留管理庁ホームページに掲載しています。

- ・ 登録支援機関が、2回目以降に1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を行う場合の当該外国人に係る在留諸申請（初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を開始してから4か月以内の申請を除く。）及び協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して支援を行っている特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。

第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条（略）

2 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第3条

飲食料品製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。
- 二 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 三 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 四 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。
- 五 特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結するときは、あらかじめ、当該特定技能外国人に対し、当該特定技能外国人のキャリアアップ（職務経験又は職業訓練等の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の向上が図られることをいう。）を図るための計画について書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供して説明をすること。
- 六 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を飲食料品製造業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。

- 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準として、飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第2項第

7号に基づき告示をもって定めたものです。

- 基準の内容については、「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様となっています。

【確認対象の書類】

- 「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

【留意事項】

- 「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

第5 上陸許可に係る基準

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第1条

飲食料品製造業分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号及び法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動の項の下欄第7号に規定する告示で定める基準は、申請人（出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令本則に規定する申請人をいう。以下同じ。）が、申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

- 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号、及び在留資格「特

定技能２号」に係る上陸基準として飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第７号に基づき、告示をもって定めたものです。

- 特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。
- 特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後５年間は、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

【確認対象の書類】

- 飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第１３－１号）